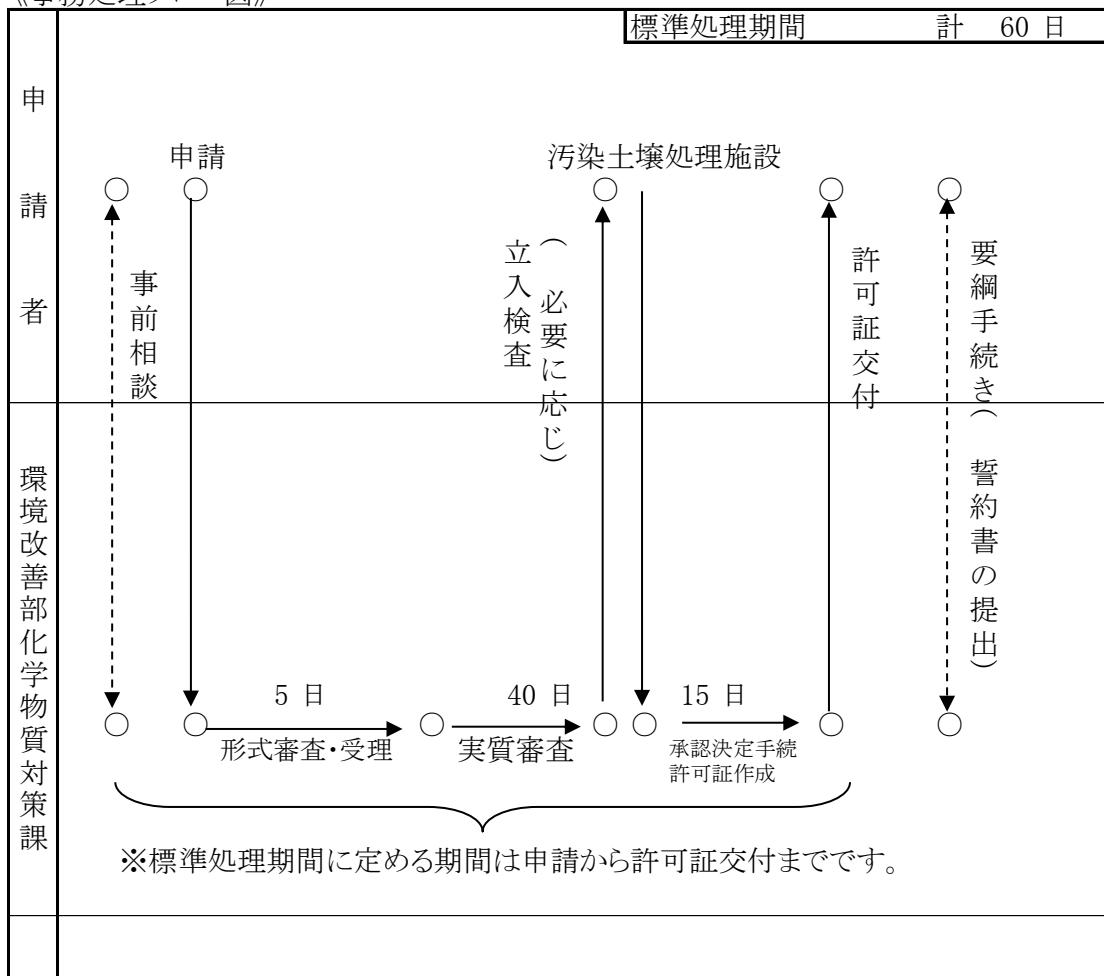


事務処理フロー図

事務名 汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請

作成部署 多摩環境事務所環境改善課土壌汚染対策担当 電話042-523

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

| 項番 | 項目 | 説 |
|----|--|---|
| 1 | 事前相談 | 申請にあたって事前にご相談に |
| 2 | 形式審査・受理 | 申請書の記載漏れなどを審査しす。 |
| 3 | 実質審査 | 申請書の内容について、承認し許可基準(省令第4条)に適合す格要件該当の有無について審査 |
| 4 | 立入検査 | 必要に応じ、汚染土壌処理施設適合しているか、現地での立入検査す。 |
| 5 | 承認決定手続 | 審査の結果、汚染土壌処理施設能力が処理業を的確に、かつ、十分なものとして許可基準に適合要件に該当しないときは、許可をを交付します。 |
| 6 | 要綱手続き | 「東京都汚染土壌処理施設の届慮の手続に関する要綱」に基づかないます。 |
| 備考 | 申請内容によっては、承認に必要な条件を付す可当手続きとは別に、汚染土壌処理業に係る変更申請である場合は、別途当該事務処理期間が必要と | |

)

3517

| |
|---|
| 明 |
| 応じます。 |
| た後、受理しま |
| ようとする事項が るか、また、欠 呈します。 |
| が、許可基準に 査を行いま |
| 及び申請者の 継続して行うに しており、欠格 決定し、許可証 |
| 辺環境への配 き、手続きを行 |
| ことがあります。 許可申請が必要 なります。 |